

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第40号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第2号）

議案第41号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 月形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 一号橋補修工事請負契約について

議案第45号 財産の取得について

- 議長 金子 廣司 ただ今の出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和2年第2回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

堀 広一 議員

松田 順一 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 金子 廣司 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 日程3番 議案第40号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第2号）

- 議長 金子 廣司 日程3番 議案第40号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書は3ページでございます。ただ今、上程されました議

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

案第40号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条でございますが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,570万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,378万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算でございますが、主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費の予算補正であります。それでは18ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。2款 総務費 1項 総務管理費 11目 特別定額給付金事業費 補正額3億3,749万8,000円でございます。内訳につきましては、1節から18節、説明欄のとおりでございます。この特別定額給付金事業でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として、4月30日に国の2020年度の補正予算で成立をしたものでございます。全国民1人につき10万円を給付するものでございまして、基準日は4月27日でございます。4月27日現在、住民基本台帳に記録されている者に対しまして、一律給付をするもので、補正予算では給付金3億3,300万円と給付のための事務経費の計上をさせていただいております。財源につきましては、全額が国費でございます。給付金の受給権者は世帯主で、原則として郵送又はオンラインでの申請としますが、高齢者や障がい者等のために役場の窓口、あるいは会館等に出向いて申請の受付をする考えをしております。予定では5月11日に申請書類を発送いたしまして、12日から申請及び受付を開始、給付金の1回目の支給は5月25日と予定をしております。申請の受付期間は受付開始から3か月間となっております。5月12日から8月11日まで申請期間となります。続きまして、20ページでございます。3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 補正額311万2,000円増額でございます。3節から18節、説明欄のとおりで、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。これにつきましても、国の補正予算で成立をした給付金事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活支援を行うため、本年4月分の児童手当の対象となる児童1人につき1万円を、児童手当の受給世帯に給付をするものでございます。給付金240万円と給付のための事務経費を計上しております。財源は全額が国費でございます。給付金の支給につきましては、公務員世帯と公務員以外の一般世帯で違いがありまして、一般世帯で申し上げますと、この給付金は申請方式ではなく、給付金の支給を辞退する場合だけ、それを受けまして、辞退者以外に給付金を支給するものでございます。支給の期日は、現在、6月5日を予定しております。続きまして、22ページでございます。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費 補正額209万2,000円増額でございます。強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金でございまして、町内の1農業経営体が、国の補助金、強い農業・担

令和 2 年 第 2 回臨時会（5 月 8 日）

い手づくり総合支援事業補助金の要望をしております、その採択が見込まれるため、補正予算に計上をするものでございます。この経営体の事業内容ですけれども、農業機械、モアコンディショナー 1 台、たい肥散布機 1 台の導入でございます。予算につきましては、補助対象事業費の補助率 10 分の 3 として、209 万 2,000 円を計上しております。続きまして、24 ページでございます。7 款 商工費 1 項 商工費 1 目 商工業振興費 補正額 300 万円増額でございます。内容でございますが、商工振興事業の補助金として、緊急経済対策支援事業でございます。新型コロナウイルス感染防止対策として、町内の店舗等が休業等をした場合、協力支援金を給付するものでございます。対象の施設でございますが、要件としまして 4 月 25 日から 5 月 6 日までの間、北海道の休業要請等の対象施設となる店舗等で、休業をした店舗等、19 時以降の酒類の提供を取り止めた飲食店、それに合わせて、北海道の休業要請等の対象施設ではありませんが、酒類の提供のない感染防止対策を講じた飲食店等、これを対象とするものでございます。対象となり得る施設は、町内で最大 30 事業所を見込んでおります。協力支援金でございますが、この対象施設、店舗等に対しまして一律 10 万円を支給をするものでございます。予算の計上につきましては、30 事業所が休業等の協力をしたとしまして、1 事業所あたり 10 万円で 300 万円、財源は財政調整基金からの繰り入れを充てたいと考えてございます。

12 ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算に係る財源、歳入でございます。13 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金 補正額 3 億 2,749 万 8,000 円増額、特別定額給付金事業補助金でございます。2 目 民生費国庫補助金 補正額 311 万 2,000 円増額、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金でございます。14 ページでございます。14 款 道支出金 2 項 道補助金 4 目 農林水産業費道補助金 補正額 209 万 2,000 円増額、強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。16 ページでございます。17 款 繰入金 1 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 補正額 300 万円増額、歳出における商工振興事業費の緊急経済対策支援事業の財源とするため、財政調整基金から繰り入れをしたいと思っております。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 子育て世帯への支給は 6 月 5 日ということですが、25 ページの商工振興事業費で、1 事業者あたり 10 万円ということですが、支払いの予定はいつぐらいになっているのですか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 来週の月曜日より申請を受付けまして、順次、審査

令和 2 年 第 2 回臨時会（5 月 8 日）

をしまして支払うという形で、遅くとも 5 月末には支払いをしたいと思っております。

- 議長 金子 廣司 大釜登議員。
- 議員 大釜 登 いろいろな手続きがあるので大変だろうと思いますが、1 日も早く支給してあげたほうが、値があるのではないかいということで、一生懸命、頑張っていていただきたいと思います。以上です。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今の大釜議員に関連したことなのですが、19 ページ、先ほどの特別定額給付金のタイムスケジュールが示されましたけれど、マスコミ等で報道されていまして、既に、この定額給付金を受け取っている市町村もあるということを知った町民から「なかなか支給されない。」「いつになったら支給されるのだ。」ということを知り、私は事実、言われております。そこでお伺いしたいのですが、この 11 日に発送、25 日に支給という、このスケジュールはどのような形で決めたのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 木須 将門 今ほどの 11 日の発送という部分につきましては、住民基本台帳からリストを作る作業がございます。今回の特別定額給付金につきましては、当初は 30 万円という部分で国が動いておりましたが、急に 1 人あたり 10 万円という形の国の方向転換がございまして、事務が当初より遅れました。国の決定が 4 月下旬という形になりましたので、それからうちの方で業者等と打ち合わせをいたしまして、システムの改修ですとか、そのような部分がありますので、5 月の連休中になんとか、そこら辺が出来ないのかという形で、お願いをして、昨日、システムの方が上手く動くというような形で確認が取れましたので、今日、上程させていただいておりますが、今日から土日をかけまして、11 日の発送という形で、なるべく早く発送したいという形で 11 日と決めております。支払いにつきましては、毎日毎日という形が出来ませんので、今、考えておりますのは、1 週間をまとめて、それをうちの財務会計のシステムと指定金融機関の北海道銀行との連携の中で、日数が直ぐというわけにはいきませんので、うちの方で申請を受付けてから内容の確認、財務会計の状況の確認、指定金融機関の口座の支払い関係への確認、それを含めまして、今、考えておりますのは、受付けてから 10 日から 2 週間が必要だということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 流れ的なことはわかりました。
そこで、もう 1 点、お伺いしたいのですが、みかづき商品券が、これから売りに出されるわけですが、この特別定額給付金の支給日が 25 日という部分と、みかづき商品券の販売は 11 日となっているのですが、それについて調整はしたので

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

しょうか。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 みかづき商品券の発売日と特別定額給付金の支給日のすり合わせというか、それについては特別しておりませんが、本来、4月30日に商品券は販売する予定でございました。なるべく早く購入していただいて、使っていただきたいということで4月30日を予定しておりましたが、道の休業要請が出ましたので、連休明けの5月11日へ変更となりました。特別定額給付金と商品券の発売日については、特別に調整しておりません。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 私は町民から、特別定額給付金の支給を受けて、そのお金でみかづき商品券を買いたいということを聞いております。ですから、今回、みかづき商品券を買える方というのは、お金に余裕がある方なのかと思います。私が言ったのは、そこら辺の調整というのを出来なかったのかなということですけど、もう一度、その辺をお伺いしたいと思います。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 いろいろな事情が、皆さんにもあると思いますけれど、時期を合わせるということは、一部にとっては良いことかもしれません。それに固執すること、どうなのかなという気はしております。既に商品券については、11日に販売ということで周知もしておりますので、25日には第1回目の特別定額給付金の支給というスケジュールで進めたいと考えております。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 先ほど、東出議員からありましたが、私からも特別定額給付金事業について、お聞きしたいことがありますのでよろしくお願いします。今、総務課長から特別定額給付金についての流れを縷々、説明していただき、よく分かりました。ありがとうございました。本当は、この本会議に先立ちまして、オンライン申請と郵送による申請ということで、二通りあるということで、両方、月形でも出来るということなのではけれども、たまたま、昨日のニュースの中で、札幌市では郵送の方が早く出せるのではないかという話を聞きました。月形については、郵送とオンラインによって変わりはあるのか、その点について確認したいと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 木須 将門 特別定額給付金の郵送申請とオンライン申請の申請等のスピードの違いがあるかというご質問でございますが、郵送につきしても、オンライン申請につきましても、一度、町の職員が確認いたします。オンラインについて、そのまま申請をしたから、そのまま口座へ自動的に入るという形にはなってござい

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

せん。オンライン申請につきましても、通帳等の写しをオンラインで添付し申請するという形になりますので、その部分を町側が受けた段階で、それを確認して口座の支給リスト等を作成し確認するという作業になりますので、申請する方から見れば、郵送の手続きが必要ないという形では簡便な方法かもしれませんが、こちらの方で受付けた段階では、差ほど、手続き的には変わらない形では考えております。

- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 いわゆるオンラインで行うということは、国で言うマイナンバーカードでなければ出来ないと、そうすると、そのような方についても通帳等の写しを添付しなければならないと、口座番号を書く欄があって、そこに書いていただけではダメということでしょうか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 木須 将門 今ほど、議員がおっしゃられたように、添付等は必要になりますので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 はい。わかりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 いくつか質問があるのですけれど、先ほどのみかづき商品券の関係なのですけれど、5月11日に発売するわけですが、通常、みかづき商品券を発売すると、長蛇の列が出来て、三密の状態になるような感じだと思うのですが、発売方法などを、町側としては、指導なり対応の仕方というのは考えているのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 商工会へは、こちらから販売方法の要望をさせていただいております。当初、商工会2階の会議室で、例年のような形での販売方法ということでしたけれど、室内になるべく多くの人が入らない方が良くということで、商工会では玄関に入った踊り場で販売を行い、それ以外の並んでいただく方については、外で間隔を空けて並んでいただいて、順次、手続きが終わり次第、中に入っていくというような形で対応したいということで、お答えをいただいております。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 一応、対策を練ってくださることなのですけれど、外に並ぶというのも毎回、1メートルぐらい間隔を空けるという話の中で、なかなか難しいと思うので、コロナ対策というのは長期的に三密を避けるという新しい生活様式という提案もなされていますので、せっかくなら、整理券を配付して、何部出るのかというのさえ、確実に出来れば良いわけですから、その辺の、新しい発売方法なども含めた取り組みを是非していただきたいなど。皆が、別にわざわざ並ばなければ買え

令和 2 年 第 2 回臨時会（5 月 8 日）

ないんじゃないくて、並ばなくても、総数さえ把握できれば良いわけですので、是非、その辺の配慮をしていただきたいと思います。今の件は、そのような提案です。

もう一つ、25ページの商工振興事業の補助金に関係するのですが、先ほど、副町長から説明があったとおり、5月6日まで一度、区切って、町としては、そのところまで自粛要請なりの対策を練った事業者を支払うということになったので、そこは非常に良いと、それは最初から期限があいまいなまま休業に入って、その後、さらに延長というのが、一番、事業者としては先が見通せないということで、大事だと思うのですが、そうすると、その後の7日以降の、北海道が15日までという話であったり、もしかしたら、その先も考えられるわけで、その後の対策を検討しているという話だったので、それも含めて、今後、商工振興も町の単費で行うわけですが、そういうのは、どのぐらいの規模までを具体的に考えていらっしゃるのか。これから先に考えられるのは、商工振興の部分だけではなく、農業も花き生産の方で、かなりのダメージを予想されますし、様々な分野に、このような経済政策というのが必要になってきて、町としても取り組みが必要だと思いますけれど、一応、現段階で町としては、どの程度までの規模なら対応できるのか。今、北海道が色々と考えていても予算がなくて、もうそれ以上出来ないということをおっしゃっているのですが、町としての体力というか、町長の考えとして、どのぐらいまで検討しているのかをお伺いします。

○ 議長 金子 廣司 町長。

○ 町長 上坂 隆一 まだ、額とかという部分について、それから対象者をどのようにとかということについては、着手しておりませんが、商工会や農業協同組合、町民の方たちとの要望等をきめ細かく聞く中で、町として出来るだけのことはしっかりと対応していきたいと考えております。

○ 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 それは、きめ細かく聞いて対応したいという言葉は、すごくありがたいのですが、今、知事の色々な発言で、自治体の財政規模によって、ない袖は振れないということで、国に要請するなりという方向に動いたり、財政力がある所はある程度、カバーするような感じでやっているわけです。町としては、どの程度に、財政調整基金とかいう様々な基金もあるわけで、それらも含めて、月形町の体力というのもあるわけですね。大体、どのような考えを持って、姿勢はある程度示していただきたいと思いますので、それも含めて、町長の考えをお伺いしたいです。

○ 議長 金子 廣司 今、聞こうとしているのは、町として、どこまでの腹を持って姿勢に乗り出すかということですね。北海道はお金がないと言っているけれど、うちとしては、体力があるのではないかと。それだけの支援をする覚悟があるのか、町長にはあるのか、ということですね。

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

- 議員 宮下 裕美子 はい。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 これまで、議会をはじめ、歴代の町長の努力で月形は比較的、他の町村と比べて体力があると思っておりますので、今回の対応については、しっかりと町民や議会の皆さんの意見を聞きながら、しっかりやっていきたいと覚悟をしております。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 はい。ありがとうございます。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程4番 議案第42号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 日程5番 議案第41号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議長 金子 廣司 日程4番 議案第42号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程5番 議案第41号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、関連がありますので一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書41ページをお開きいただきたいと思います。ただ今、上程されました議案第42号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。条例制定の主旨であります、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定を加える条例改正であります。なお、被保険者がこの傷病手当金を支給する場合につきましては、国が特例的に特別調整交付金により全額の財政支援を行うものとされております。41ページ、本文の第5項であります、傷病手当金の支給は、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は、発熱等の症状があり感染が疑われるときであり、労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することが出来ない期間が対象になります。

令和 2 年 第 2 回臨時会（5 月 8 日）

第 6 項でございますけれど、傷病手当金の支給額について規定しております。42 ページ、第 7 項につきましては、傷病手当金の支給期間の規定をしております、最長 1 年 6 月であります。附則であります、この条例は公布の日から施行し、改正後の月形町国民健康保険条例附則第 5 項から第 10 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則に定める日までの間に属する場合に適用するものであります。なお、この規則で定める日につきましては、令和 2 年 9 月 30 日とするよう考えております。以上、第 42 号の説明を終わります。

続きまして、議案書 27 ページでございます。議案第 42 号の関連議案、議案第 41 号 令和 2 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。第 1 条でございますが、補正予算の第 1 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,347 万 9,000 円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、28 ページから 29 ページにかけての第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算であります、議案第 42 号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてで説明させていただきました、傷病手当金に係る予算補正であります。38 ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。2 款 保険給付費 6 項 傷病手当金 1 項 傷病手当金 補正額 30 万円増額でございます。国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者が、1 名発生したと仮定いたしまして、療養のため業務に服することが出来ない期間を概ね 60 日と見込んで、30 万円を予算計上をさせていただきました。財源は全額が国費でございます。

36 ページ、歳入でございます。ただ今、説明を申し上げました 30 万円の財源でございます。4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 保険給付費等交付金 補正額 30 万円増額でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第 42 号及び議案第 41 号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

◎ 日程6番 議案第43号 月形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第43号 月形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書45ページでございます。ただ今、上程されました議案第43号 月形町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。改正条例の内容であります、北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者に関する条例の一部が改正をされておりまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定が、加えられております。このことに伴いまして、本町において行う後期高齢者医療事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を加えるものであります。施行期日は公布の日であります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり可決することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第44号 一号橋補修工事請負契約について

- 議長 金子 廣司 日程7番 議案第44号 一号橋補修工事請負契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書は47ページでございます。ただ今、上程されました議案第44号 一号橋補修工事請負契約について、ご説明申し上げます。令和2年4月28日、指名競争入札に付した一号橋補修工事について、請負契約を締結するため、地方自治法の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案書の記以下についてで

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

ありますが、1工事名は一号橋補修工事、2工事場所は樺戸郡月形町南札比内、3契約の方法は指名競争入札による契約、4契約金額は7,590万円、5契約の相手方は福居・シンオシマ・横山経常建設共同企業体、代表者は樺戸郡月形町字富本町8番地 福居建設株式会社 代表取締役 福居悟であります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 金子 廣司 大釜登議員。

○ 議員 大釜 登 参考でお聞きしたいのですが、今回、指名競争入札ということで、指名をしておりますが、これについては何社が指名されていたのか。

それから、これは公表できるか、わからないのですが、落札率などについて、もし公表できるのであれば、伺いたい。

もう1点、今回のこの工事に関して、2月ぐらいに設計していると思うのですが、設計の段階で、このコロナ対策に対しての予算化というか、これは地元の業者だけでするのではなくて、このような工事は特殊な工事なので、他所からかなりの業者が入ってくると思うので、それに対して、コロナ対策をしっかりとしなければ、他所からの感染も考えられるので、もし設計に入っていなければ、しっかりと業者に指導管理していただきたいと思います。以上の3点について、伺いたいと思います。

○ 議長 金子 廣司 農林建設課長。

○ 農林建設課長 小薔 孝之 まず、指名競争入札は5社で行っております。

次に、落札率のことをございますけれど、当町では入札予定価格等を公表しておりませんので、この場で落札率を発表というのは、予定価格がわかることとなりますので、お控えしたいと思っております。

最後にコロナ対策ですけれど、4月上旬に起案した段階では、コロナによる工期や価格の影響は、どうなのかというような積算はしておりません。今後、労務者の人手不足による工期が遅れるというようなこともありますので、落札した業者とは、今後、協議を行いながら、工期の変更等も検討し進めていきたいと思っております。

○ 議長 金子 廣司 大釜登議員。

○ 議員 大釜 登 このような事態なのですが、作業員の方はマスクもしないで作業をしている方もかなりいると思うのです。それは社内で、いつも顔を合わせているから良いのだろうけれど。先ほど言ったように他所からかなりの人が入ってくるので、朝の健康管理もしっかりやるように、農林建設課から指導していただきたいと思います。要望ですので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

令和2年 第2回臨時会（5月8日）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- ◎ 日程8番 議案第45号 財産の取得について
- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第45号 財産の取得についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書49ページでございます。ただ今、上程されました議案第45号 財産の取得について、ご説明申し上げます。財産の取得につきましては、町道除雪業務のため、財産であります除雪ドーザを交換取得することとして、地方自治法の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、財産の交換取得であります。新しく除雪ドーザを取得するにあたりまして、現在、町が保有する平成13年製の除雪ドーザ、14トン級でございますけれども、これを引き取ってもらう、いわゆる下取りに出して取得する方法でございます。議案書の記以下についてでございますが、1取得の目的は町道除雪業務に使用するためであります。2財産の名称は除雪ドーザ、3財産の規格は14トン級車輪式、4契約の方法は指名競争入札による契約、5交換による差額は1,940万4,000円、6契約の相手方は北広島市大曲中央1丁目2番地2 北海道川崎建機株式会社札幌支店 支店長 名畑宏昭であります。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第45号は原案のとおり可決することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもちまして令和2年第2回月形町議会臨時会を閉会いた

令和２年 第２回臨時会（５月８日）

します。

(午前１０時４９分閉会)